

【フランス】 デジタル省庁間総局（DINUM）を設置するデクレの制定

主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏

* 2019年10月25日に、情報通信システムの分野に関する行政省庁の連携・調整を進めるデジタル省庁間総局（DINUM）を設置し、また、情報通信システムに関する国全体としての管轄について定めるデクレ第2019-1088号が制定された。

1 背景と経緯

フランスでは、国家レベルにおいて、行政省庁ごとに、データベース等の情報通信システムの開発・運用が行われることが原則になっている。しかし、これらの情報通信システムには共通する部分があり、また、国全体として情報通信システムの高度化・効率化を進めるに当たっては各省庁が連携することが効果的であるという考え方から、情報通信システムの分野で省庁の連携・調整を進める機構が設けられてきた。その嚆矢は、1998年に設置された「行政機構の情報通信技術の開発のための技術支援の省庁間機構（MTIC）」¹であった。同機構は数回の改組が行われ、2019年10月からは「デジタル省庁間総局（DINUM）」²が設置されている。この設置は、「国家情報通信システム及びデジタル省庁間総局に関する2019年10月25日のデクレ第2019-1088号」³によって行われた。本稿では、まずDINUMの組織機構を紹介し、次いで、このデクレ（政令）の主な内容について解説する。

2 デジタル省庁間総局（DINUM）の組織機構

DINUMは、総局長（Direction）を管理者とし、①事務局⁴、②TECH.GOUVプログラム局⁵、③インフラ運用サービス部⁶、④エタラボ部⁷、⑤デジタルサービス実績部⁸の5つの部署が置かれる⁹。各部署の所掌事務は、次のとおりである。

① **事務局**：管理部門であり、経営陣を補佐するとともに、組織の内外に対する連絡、人事、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

¹ Mission interministérielle de soutien technique pour le développement des technologies de l'information et de la communication dans l'administration : MTIC. 1998年8月27日のデクレ第98-751号（Décret n° 98-751 du 27 août 1998 portant création de la mission interministérielle de soutien technique pour le développement des technologies de l'information et de la communication dans l'administration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000756855>>）により、首相の下に設置された。

² Direction interministérielle du numérique: DINUM.

³ Décret n° 2019-1088 du 25 octobre 2019 relatif au système d'information et de communication de l'Etat et à la direction interministérielle du numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000039281619>>

⁴ Secrétariat général.

⁵ Direction de programme TECH.GOUV.

⁶ Département ISO. ISOはInfrastructures et Services Opérésの略。

⁷ Département Etalab. エタラボは、国が設ける公的な作業場（ラボラトリー）という趣旨の造語である。Ministère du budget, des comptes publics, de la fonction publique et de la réforme de l'Etat et Secrétariat d'Etat chargé de la prospective et du développement de l'économie numérique auprès du Premier Ministre, *Amélioration de la relation numérique à l'usager: Rapport issu des travaux du groupe "Experts Numériques,"* 2010, p.38. <<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/104000078.pdf>>

⁸ Département PSN. PSNはPerformance des Services Numériquesの略。

⁹ Direction interministérielle du numérique, "Note d'organisation de la direction interministérielle du numérique," 2010. 2.28. <https://www.numerique.gouv.fr/uploads/note_organisation_DINUM_20200301.pdf>

会計等を扱う。

- ② **TECH.GOUV プログラム局**：「beta.gouv.fr プログラム」¹⁰を含む、省庁横断の「TECH.GOUV プログラム」¹¹を所掌する。これらは、DINUM の計画の中でも最も規模が大きい。
- ③ **インフラ運用サービス部**：省庁を横断する高性能の IT インフラストラクチャに基づくサービスの企画と運用を行う。特に、国の省庁間ネットワーク（RIE）¹²を所掌する。
- ④ **エタラボ部**：データの分野に関する国の計画の立案と実施を所掌する。また、個人情報保護・機密保持等の法務を扱う。
- ⑤ **デジタルサービス実績部**：業務連携、業務のデジタル化、先導的企画の運営、デジタルサービスの品質という観点から、省庁横断的な行動計画の策定を行い、その実施を支援する。

3 デクレ第 2019-1088 号の主な内容

(1) 章構成

デクレ第 2019-1088 号は、国においてデジタル化を加速させることを目的に定められ、全 3 章 9 か条から成る。施行は、2019 年 10 月 28 日からである。このデクレの章構成は、第 1 章：国の情報通信システムに関する規定（第 1 条～第 4 条）、第 2 章：デジタル省庁間総局に関する規定（第 5 条～第 6 条）、第 3 章：各省のデジタル担当部署に関する規定（第 7 条～第 9 条）である。

(2) 国の情報通信システムの定義（第 1 条第 1 項、同条第 3 項）

省庁が運営するデータベース等は、国の情報通信システム（*Système d'information et de communication de l'Etat*）と呼ばれる。第 1 条は、その定義規定である。この定義規定によれば、国の情報通信システムとは、IT インフラストラクチャ及びソフトウェア・サービスで構成され、国の機関及びその監督下にある組織¹³の業務に資するデータをデジタル形式で収集し、処理し、伝達し、及び保存するためのものである。ただし、同システムには、国防、対外安全保障¹⁴、国内治安に関わる情報通信システムは含まれない。

¹⁰ Programme beta.gouv.fr. 公共部門のデジタル化を迅速に進めるために、優先的に進めるデジタル化事業を決定し、TECH.GOUV プログラム局の技術的な支援を行いつつ、早期の完成を目指す事業計画。

¹¹ Programme TECH.GOUV. 2019 年に、前身の「国家情報通信に関するデジタル及びシステム省庁間総局（DINSIC）」によって取りまとめられた、公共サービスのデジタル化推進のための省庁横断計画。省庁、地方自治体の協力を得つつ、国全体として推進する目標を掲げたもの。2020 年 8 月には、DINUM によって改定版が取りまとめられた。なお、DINSIC（Direction interministérielle du numérique et du système d'information et de communication de l'État）は、2015 年 9 月 21 日のデクレ第 2015-1165 号（Décret n° 2015-1165 du 21 septembre 2015 relatif au secrétariat général pour la modernisation de l'action publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=oVKRGmwQgkEf9Bxhtw3mce-nam6aCtsgM2LdqyWZyGE=>>>）によって設置。

¹² Réseau interministériel de l'Etat: RIE. 国の諸機関が管理する数多くのサイトを相互に接続し、管理するシステム。その基盤として、高速光ファイバー網を国土に広く整備することも進められている。

¹³ 全国被用者医療保険金庫（Caisse nationale de l'assurance maladie des travailleurs salariés: CNAM）、全国家族手当金庫（Caisse nationale des allocations familiales: CNAF）、国立サービス決済庁（Agence de services et de paiement: ASP）等の行政的公施設（Établissement public administratif）が代表例である。

¹⁴ sécurité extérieure. 具体的には、テロ対策、大量破壊兵器の拡散防止等の任務。Direction Générale de la Sécurité Extérieure, “Deux défis majeurs,” 2010.10.20. Ministère des Armées HP <<https://www.defense.gouv.fr/dgse/tout-le-site/deux-defis-majeurs>>

(3) 国の情報通信システムの管轄権限とその委譲（第1条第2項、第2条）

国の情報通信システムは、原則として首相の管轄下に置かれる。ただし、各大臣の権限行使に必要な範囲で、国の情報通信システムの管轄権限は、首相から各大臣に対して当然に委譲される。なお、①IT インフラストラクチャ、②通信ネットワーク、③省庁間のデータ流通を確保するための装置、④共有して使用するデジタルサービス、⑤省庁を横断する事務に関する情報システムという5つの分野に関しては、首相の特別の決定がなければ権限委譲を行うことができない。

(4) デジタル省庁間総局（DINUM）の設置とその管轄権限（第3条）

情報通信システムの分野で省庁の連携・調整を進める機構として、従前の「国家情報通信に関するデジタル及びシステム省庁間総局（DINSIC）」¹⁵を改組し、新たに「デジタル省庁間総局（DINUM）」を設置した。DINUMは、機構上、政府事務総長¹⁶の下に置かれる。ただし、行動・公会計大臣¹⁷、経済・財務大臣¹⁸及びデジタル担当副大臣¹⁹は、その所掌に応じて、DINUMに対して管轄権限を有するものとされる。

(5) デジタル省庁間総局（DINUM）の任務（第3条、第4条、第6条）

(i) 基本的任務（第6条）

DINUMの基本的任務は、①国の情報通信システムを通じて行われる業務の質、効率、効果及び信頼性の改善を目的として、国の省庁の活動を方向付け、先導し、支援し、及び調整すること、また、②各省庁の実施する公共政策におけるデジタル化の推進について、首相及び所掌大臣に助言することである。

(ii) 専門的チェック機関としての任務（第3条、第4条）

(a) 省庁のデジタルによる活動と情報通信システムに関する計画への承認付与の任務（第3条）

省庁横断又は省庁の計画で、デジタルによる公的活動又は情報通信システムに関連するものについては、首相が指定する場合においてDINUMへ提出し²⁰、費用の見積りを始めとする専門

¹⁵ 前掲注(11)参照。

¹⁶ *Secrétaire général du Gouvernement*. 首相付で設置される事務組織である政府事務総局（*Secrétariat général du gouvernement: SGG*）の長。政府事務総局は、内閣官房とも訳され、政府活動の総体の指揮（法律及び行政立法の起草における政府活動の集約、閣議その他の会議体の事務局、公文書作成業務の指揮）において首相を補佐することを目的とする。レモン・ギリアンほか〔編著〕（中村絃一ほか監訳、*Termes juridiques* 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂、2012、p.390。

¹⁷ *Ministre de l'action et des comptes publics*. 予算法の立案、課税制度、公会計の管理、年金の管理等を所掌。2020年7月6日以降（カステックス（Jean Castex）内閣以降）は、経済・財務・復興大臣（*Ministre de l'Économie, des Finances et de la Relance*）に統合された。

¹⁸ *Ministre de l'économie et des finances*. 租税法の立案、経済産業、雇用政策等を所掌。2020年7月6日以降（カステックス内閣以降）は、経済・財務・復興大臣になった。

¹⁹ *Secrétaire d'Etat chargé du numérique*.

²⁰ 具体的には、2020年6月5日のアレテ（首相令）に提出基準が示される。すなわち、見積金額900万ユーロ（約11.2億円、令和2年12月分報告省令レートによって計算）以上の計画が提出対象になる。この金額には、開発費、関連の件数費、ハードウェアの費用、データ移行費、現行システムのアップデート費、通信費、完成後最初の24か月の保守費用などの広範な費用が含まれる。タイミングとしては、計画の概要が決定した段階で（システム開発契約の前に）DINUMに提出する。なお、システム開発途中で必要経費が増加してしまい、900万ユーロ以上になると判明した場合には、速やかにDINUMにその旨を連絡しなければならない。Arrêté du 5 juin 2020 pris pour l'application de l'article 3 du décret n° 2019-1088 du 25 octobre 2019 relatif au système d'information et de communication de l'Etat et à la direction interministérielle du numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=iKou90>>

的観点から DINUM 総局長の承認を得るものとされた。

DINUM 総局長の回答は、首相と所掌大臣に送付される。あわせて、国家改革担当大臣、デジタル担当大臣、予算担当大臣にも送付される。回答期限については、DINUM 総局長が、これらの計画を受領後 1 か月以内に、承認等の回答を提供するものとされる。もし 1 か月以内に回答を提供しない場合には、当該計画について承認が与えられたものとみなされる。

なお、国の監督下にある組織についても、デジタルによる公的活動又は情報通信システムに関連する計画については、首相が指定する場合において DINUM へ提出し²¹、DINUM 総局長の助言を得るものとされた。

(b) 特別に行う査定、会計監査、監視又は評価の任務（第 4 条）

首相又は大臣のうちの 1 人の要求に基づき、DINUM は、省庁又は国の監督下にある組織の計画又は情報通信システムに関して、その所掌大臣に通知した上で、査定、会計監査、監視又は評価の作業を行うことができる。この作業の結果は、首相と所掌大臣に送付される。

第 1 条で国の情報通信システムから除外された国防、対外安全保障、国内治安に関わる情報通信システムについても、首相又は所掌大臣は、DINUM に対して、同様の作業を担当させることができる。作業の結果は、首相と所掌大臣に送付される。

(iii) その他の任務（第 6 条）

具体的な個別の所掌任務として、次の 12 項目が列挙される。

①国のデジタル戦略の策定と首相への提出、その実施の際の先導的役割の遂行。②公共政策のデジタルトランスフォーメーションの支援。③行政手続のデジタル化の推進。④省庁と国の監督下にある組織の業務に関するデータ分野の調整、個人情報保護・機密保持に留意した上でのデータの最大限の利活用促進。⑤公的情報システムの体系化・開発に関する基準の策定。⑥イノベーションの促進と研究領域からの技術導入の検討。⑦国の職員に対するデジタル能力向上の支援。⑧省庁間、省庁と他の公的機関の間における連携運用の推進。⑨IT インフラストラクチャとサービスの共有（特に国の省庁間ネットワーク（RIE）²²）の整備。⑩デジタル資源の共有とそのため革新的ツールの開発。⑪省庁の要求に基づく情報・デジタル分野に関する助言。⑫国、地方自治体、市民社会に共通するニーズのためのデジタル計画の策定。

①、②、④は、DINSIC の時代には見られず、DINUM の任務は以前より広範になった。

(6) 各省庁におけるデジタル担当部署の設置（第 7 条）

各省庁において、デジタル分野の活動を組織し、先導するための部署を設置するものとされた。当該部署では、例えば、①公共政策のデジタルトランスフォーメーション、②デジタル活用の促進、③デジタルによるサービスの新設と運用、④デジタルイノベーション、⑤データ活用の促進、⑥情報通信システムについて所掌する。当該部署は、DINUM に対して、その任務（(5) 参照）を果たすに当たって有用な情報を提供する。

また、当該部署は、所属の省庁と所掌する国の監督下にある組織について、デジタル分野の事業計画又は予算計画書を、DINUM に対して送付する。

mTahoebDgdzNWeflsDFihSq-tW46KWa2ISZzs=>

²¹ 提出基準は、同上

²² 前掲注(12)参照。